

蓮田市農業振興地域整備計画書

令和 8 年 月改定

埼玉県蓮田市

目次

第1 地域の振興方向	1
1－1 振興の方向	1
1－2 計画の基本方針	1
第2 農用地利用計画	5
2－1 土地利用区分の方向	5
(1) 土地利用の方向	5
ア 土地利用の構想	5
イ 農用地区域等の設定方針	7
(2) 農業上の土地利用の方向	8
ア 農用地等利用の方針	8
イ 用途区分の構想	11
ウ 特別な用途区分の構想	12
2－2 農用地利用計画	12
第3 農業生産基盤の整備開発及び農用地等の保全計画	15
3－1 農業生産基盤の整備開発及び農用地等の保全の方向	15
3－2 農業生産基盤整備開発及び農用地等の保全計画	16
3－3 森林の整備その他林業の振興との関連	16
3－4 他事業との関連	16
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	17
4－1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	17
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	17
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	21
4－2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	21
4－3 森林の整備その他林業の振興との関連	22

第5 農業近代化施設の整備計画	23
5-1 農業近代化施設の整備の方向	23
5-2 農業近代化施設整備計画	24
5-3 森林の整備その他林業の振興との関連	24
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	25
6-1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	25
6-2 農業就業者育成・確保施設整備計画	26
6-3 農業を担うべき者のための支援の活動	26
6-4 森林の整備その他林業の振興との関連	26
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	27
7-1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	27
7-2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	28
7-3 農業従事者就業促進施設	29
7-4 森林の整備その他林業の振興との関連	29
第8 生活環境施設の整備計画	30
8-1 生活環境施設の整備の目標	30
8-2 生活環境施設整備計画	31
8-3 森林の整備その他林業の振興との関連	31
8-4 その他の施設の整備に係る事業との関連	31
第9 付図	32
図 農用地利用計画図（付図1号）	別添

別添 農用地利用計画

(1) 農用地区域	別-1
(2) 用途区分	別-33
(3) 特別な用途区分	別-34
(4) 農用地区域からの除外地	別-35
図 区域界図	別添

第1 地域の振興方向

1-1 振興の方向

本市では、平成30年度から令和9年度を計画期間とし、市の目指すべき将来の姿と、それを実現するために必要となる諸施策の指針を示す「蓮田市第5次総合振興計画」を平成30年3月に策定しています。その基本構想では、四季かおる豊かな自然環境の中で人々がつながることで、安心・安全な地域づくりが形成され、地域の活性化に結び付いていくことを目指し、市の将来像を『四季かおる つながり 安心 ^い 活きるまち』としています。

この中で、農業に係る土地利用のうち、田・畑等の農地については、農作物の供給や保水機能を有しており、農業生産空間として農業基盤の整備、農地の集約や耕作放棄地の解消を行い、農業の活性化を進めることとしています。また、ふれあい農園や貸農園等の交流の場を整備し、地域の活力を高めるまちづくりを進めることとしています。

一方、農業の振興については、都市の近郊という立地を生かした都市住民への新鮮な農産物の供給だけでなく、身近な農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、潤いや安らぎといった緑地空間の提供など、多面的な役割を果たす都市型農業を振興することを基本目標としています。

本整備計画では、これらの農業のもつ多面的な役割に考慮しつつ、本市農業を都市近郊にふさわしい、生産性の高い土地利用型農業や集約型農業への移行を促すとともに、活力ある農業構造を確立し、新たな都市近郊農業としての生産並びに生活環境整備が図られるよう誘導するものです。

1-2 計画の基本方針

① 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業生産構造を作るため、田については、優良農地の保全と適切な管理を基本にしつつ、農地の集団化とともに、畦畔^{けいはん}※除去などによるほ場の大型化と農作物の団地化を推進します。また、畑については、集団栽培方式などを導入して労働生産性の

高い農業を目指します。

※畦畔：田畠の端にあって、通行、施肥、保水など、田畠本来の用途である耕作以外の用途に供せられる細長い土地部分のことをいう。

② 農業経営規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進

大規模な土地利用型農業と地域性を生かした集約型農業による、都市近郊農業の確立を図ります。そのため、主穀（单一・複合）型経営については、人・農地プラン※の活用等を通じて担い手への農地の集積を促進するとともに、ほ場や用排水路、市道等の生産基盤について、生産者の意向や要望の把握に努め、事業等の活用により効率的かつ計画的に整備を実施するものとします。また、本市の主力作物の1つである梨を中心とした梨複合型経営については、優良品種の導入に努めるとともに、栽培技術の研修を行うことで、高品質農産物の生産に繋げます。さらに、施設野菜・露地野菜複合型経営については、収穫選別労力の軽減と集中化、品質の向上を目指した共同選果・共同販売への取り組みを推進することにより集出荷組織の強化を図ります。

※人・農地プラン：農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものをいう。令和3年2月現在、蓮田市においては閔戸地区・南新宿地区・笹山地区の3地区で策定済。

③ 農業近代化施設の整備

水稻については、担い手への農地の集積を進めつつ、耕作意欲の高い経営体については、ほ場の大型化を通じた大型機械の導入を促します。あわせて、大型機械の操作や技術・営農に関する支援を行い、生産技術等の向上を図ります。また、果樹については優良品種の導入を促すとともに、機械や設備等の共同利用を推進することにより、農業経営の合理化を図ります。さらに、野菜については、収穫選別労力の軽減や集中化と共同選果、共同販売への取り組みを推進するとともに、省力化に向けた機械や設備の導入により生産の拡大を図ります。

④ 農業を担う者の育成・確保

新規就農者の農業経営を支援するため、研修時や研修終了後における農地の確保、農業用機械整備の資金に関する援助及び就農初期の生活を支えるための経済的な資金援助等を進めます。

今後は、他の職業から離職した方々の中で、新規自営農業就農者※の増加が期待されることから、新規自営農業就農者を受け入れる体制づくりが急務となっています。これらの新たな担い手の確保、また、育成を支援するため、状況に見合った施設整備を進めていきます。

※新規自営農業就農者：家族経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

⑤ 農業従事者の安定的な就業の促進

専業農家がほとんどを占める中核的農家と安定兼業農家※が互いに協調と連携を高めるよう調整を行うことにより、互いの労働力と所有農地を補完し合うことで、生産性の高い農業を確立していきます。

そのため、土地利用型農業志向の農家においては、地域ごとに入・農地プランを策定し、農地中間管理機構等を通し農地の集積を図り、大規模土地利用型農業に導いていきます。また、集約型農業志向の農家においては、生産技術の向上や販路の拡大に関する営農指導を行います。

※安定兼業農家：「安定兼業」とは、農業以外の他産業所得が安定しており、平均的な所得が得られる兼業をいう。

⑥ 生活環境の改善

農業経営を持続させ、さらに発展させていくには、農業振興地域の生活環境を向上させることが必要です。

生活環境の安全性では、防犯面における街路灯等の整備、災害時に備えた食糧や生活用品等を備蓄する施設の充実とともに、市民の交通安全意識の醸成や火災予防と消防体制の充実を図ります。

一方、生活環境の利便性では、地域生活を支える身近な道路の整備、適正な維持管理の推進を図ります。また、誰もが安全、快適に利用できる公共交通の実現等を進めるものとします。

生活環境の快適性では、公園や緑地の計画的な整備を図ります。また、子育て支援施設等、市が必要と認める福祉施設等の整備を進めていくことにより生活環境の改善を図ります。

第2 農用地利用計画

2-1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

蓮田市は、埼玉県の南東部に位置し、市域は南北に長い地形で、大宮台地の支台が市内の南西部と北東部に丘陵地を形作っておりますが、市内の標高は14メートル強のおおむね平坦な地形です。中心部には元荒川による沖積低地が広がっています。また、北は久喜市、東は白岡市、南はさいたま市と上尾市、西は伊奈町、桶川市と接しています。

本市総面積は2,728haで、農業振興地域面積は1426.3haです。そのうち839.9840haを農用地として設定しており、稲作及び果樹栽培を中心に農業が営まれています。

気候は年間を通じて比較的温暖で、快適な気象条件下にあります。また、都心から40km圏内という恵まれた立地条件から、市の人口は、昭和47年に市制を施行して以来、増加してきましたが、平成10年をピークに緩やかに減少に転じています。近年は、高齢化が着実に進行しており、産業面における活力低下への影響が懸念されます。

総就業人口は、平成27年の国勢調査（総務省統計局）によると、平成17年から平成27年の10年間で、31,085人から28,750人と減少しており、産業別では第一次産業が911人から636人、第二次産業が7,732人から6,674人、第三次産業が21,910人から20,176人と減少しています。

こうした中、商業の面では、担い手の高齢化や情報通信技術の発達による経営環境の変化等により市内の事業所・商店の数は減少傾向にあり、事業所や商店の発展のためにも、商業・工業・サービス業など、産業間の連携が求められています。また、工業の面では、地域の特色を生かした新たな産業を誘致するための体制を確立・強化するとともに、働く意欲のあるかたの創業支援など魅力ある産業・就労の場の創出が課題となっています。そのような中、本市北西部の高虫西部地区においては、市の総合振興計画における、首都圏中央連絡自動車道の開通による地域的優位性を生かした産業の振興や雇用の創出を目指すべく、工業・流通業務系ゾーンとして、活力あるまちづくりが目標とさ

れています。

一方、農業に関してみると、兼業化、高齢化が進み、後継者の育成が大きな課題となっています。その中で水田は、麦、大豆等の転作以外は水稻単作であり、10a 区画の田が大半を占め、作業面から効率化が図れていない状況です。畑においては、露地野菜の生産が中心ではありますが、陸田として水稻もかなりの割合で生産されています。

黒浜地区ではトマト、ほうれんそう等の施設野菜の生産が盛んです。

果樹では、平野地区を中心に古くから梨栽培が進められてきましたが、近年は梨栽培面積が減少してきています。

土地利用の方向として、水田は、相互扶助の精神に基づく農村集落機能を有効に活用しつつ、1集落1農場を目指します。それとともに、農地集積等の条件が整った収益性の高い農地については、^{けいはん}畦畔除去などによるほ場の大型化、農作物の団地化を推進することにより、大型機械の導入等、合理化を進めます。あわせて、用排水を分離し用水の水質保全と水管理の効率化を図ります。また、乾田化を図り、主穀以外の作物も作付け可能な田を確保します。

畑については、市道や区画の整備を進め、さらに集団栽培方式などを積極的に取り入れて労働生産性の高い農業を目指していきます。

また、集落に介在している農地や、「蓮田市第5次総合振興計画」における工業・流通業務系ゾーン等に位置付けられている大字高虫地区の農用地については、農業的土地利用と都市的土地利用との調整を図ります。

更に、蓮田サービスエリア・スマートＩＣ等、交通利便性が向上したことを受け、農産物の流通促進にあわせた農業生産基盤のさらなる整備を進めるとともに、農業を担う者の育成や確保の1つとして、農業への企業参入の促進を図ります。農業振興地域の土地利用構成率の現状と目標は下記のとおりです。

農業振興地域の土地利用構成率の現状と目標

単位 : ha、%

区分	農用地		農業用施設用地		山林原野等		住宅		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	839.9 840.0	58.9	2.5	0.2	158.6	11.1	182.5 182.4	12.8	27.7	1.9	215.1	15.1	1426.3	100
目標	842.3	58.0	2.4	0.2	158.6	10.9	181.7	12.5	27.4	1.9	240.2	16.5	1452.6	100
増減	2.4 -2.3		-0.1		0.0		-0.8 -0.7		-0.3		25.1		26.3	

イ 農用地区域等の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

現在の農用地、839.9ha 840.0ha 全てについて農用地区域を設定します。

なお、「蓮田市第5次総合振興計画」の産業集積拠点に位置付けられている地域については、今後、「都市計画と農林漁業との調整措置について」の趣旨に則り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、調整が整い次第、農用地から除いていくものとします。

農用地区域に含める土地（農業振興地域の整備に関する法律 第10条の3関連）

- a 集団的（おおむね 10ha 以上）に存在する農用地
- b 土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である次に掲げる土地
 - ・野菜類や梨などの地域の特産物を生産している農地で、産地を形成する上で確保していくことが必要な土地
 - ・a 又は b に属する農地等の保全や農業水利上の悪影響を防止するため、確保する必要

がある土地

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく、認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業用施設用地、2.5ha 全てについて、農用地区域を設定します。

(エ) 現況山林、原野についての農用地区域の設定方針

現況山林、原野等 158.6ha は各地域に散在し、自然な緑地空間を形成しており、地域住民に心の安らぎやゆとりをもたらしていますので、農用地区域の設定からは除きます。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域に設定しようとする農用地等の状況は、田 388.1ha、畑 ~~451.8~~^{451.9}ha、農業用施設用地 2.5ha です。これら農用地等については、土地改良事業等の実施により効率的な土地利用が図られている地域がある一方で、基盤整備の遅れや農業労働力の減少や宅地の混在化の進行等、農業条件の悪化から必ずしも効率的な土地利用が図られていない地域もあることから、今後は農業条件の改善に向けて、適切な整備を行います。

更に、基盤整備や農地の流動化を進めながら、農業上の利用が周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地を積極的に優良農地に整備し、農用地として有効利用していくものとします。

以下、農業振興地域を市内 4 地区に分け、土地利用の方向について項目毎に述べることとします。

地区別農用地の利用方向

地区名	方針
平野・閨戸地区	水田については、基盤整備を進め、ブロックローテーション方式※による小麥、大豆等の集団輪作※に対応していくものとします。集落に介在しない畠については、樹園地と普通畠とを分離・集団化し、効率的な農地として利用を図るよう推進します。
根金・貝塚地区	水田については、乾田化を図り小麦、大豆等の集団的栽培を推進します。陸田については普通畠への転換を図り、農用地として有効利用していくものとします。
黒浜地区	水田については、 ^{あんきょ} 暗渠排水等を整備し汎用化を図り、農地の流動化を進め、ほ場の大型化により生産性の高い水田農業に誘導するものとします。集落に介在しない畠で団地性があるものについては、かんがい排水施設の整備を進め、露地栽培から施設栽培への転換により安定した生産が行えるよう推進します。
辻谷・下蓮田地区	水田については、土地基盤整備を進めながら汎用化を図ります。畠については、施設集約型農業への転換を図ります。

※ブロックローテーション方式：

集団転作の手法で、ほ場をいくつかのブロック（区画）に分けて2、3年毎に転作を実施するブロックを変えていく方式をいう。

※集団輪作（転作）：

水田転作（輪作）で、地縁的に団地を形成し、地域ぐるみで輪作を行っているものをいう。

地区別農用地区域の見通し

単位：ha

区分	農用地			農業用施設用地			計		
	現在の値	令和12年の目標値	増減	現在の値	令和12年の目標値	増減	現在の値	令和12年の目標値	増減
地区名									
平野・閨戸	378.2 378.3	379.7	1.5 -1.4	0.9	0.9	0.0	379.1 379.2	380.6	1.5 -1.4
根金・貝塚	140.5	140.5	0.0	0.9	0.8	-0.1	141.3	141.3	0.0
黒浜	267.1	268.0	0.9	0.3	0.3	0.0	267.4	268.3	0.9
辻谷・下蓮田	54.2	54.1	-0.1	0.4	0.4	0.0	54.6	54.5	-0.1
計	839.9 840.0	842.3	2.4 -2.3	2.5	2.4	-0.1	842.4 842.5	844.7	2.3 -2.2

イ 用途区分の構想

(ア) 平野・閨戸地区

県道さいたま菖蒲線から西側の農用地等 32.3ha は、ほとんどが畑と梨園です。今後、工業・流通業務系ゾーン等に位置付けられた農地以外については、比較的まとまりのある集団性を生かし、市道整備等を順次進めながら農地の流動化等も合わせて行い、畑と梨園の分離集団化を推進します。

また、県道行田蓮田線を中心とした中央部台地の農用地等 105.8ha については畑と梨園ですが、宅地との混在化が進行しています。今後は、周辺農用地の保全と都市的土地利用との調整を図りつつ、農地として保全していくものについては、畑の集団化を推進するとともに、梨園においては大規模な果樹農業としての利用を図ります。

元荒川と綾瀬川を流域とした平坦部に連坦する農用地等 260.6ha はほとんどが田です。

今後は乾田化を図り、小麦や大豆の集団転作等による農地としての有効利用を図ります。

(イ) 根金・貝塚地区

元荒川に沿った農用地等 130.0ha は、土地改良が進んだ優良な農地であることから、今後も農地として有効利用を図ります。

一方、市道 13 号線に沿った台地の農用地等 9.6ha は、陸田と梨園の割合が高く、特に陸田は比較的まとまっています。今後は、都市的土地利用との調整を図りつつ、農地としての有効利用を図ります。

(ウ) 黒浜地区

元荒川水系に属する平坦部の農用地等 178.2ha は、汎用田として既に用排水条件の整備が完了していることから、今後も農地としての有効利用を図ります。

一方、県道蓮田杉戸線に沿った台地に展開する農用地等 72.5ha は大部分が畑であり、市道 33 号線から北側は植木苗木の生産が盛んで、南側は露地野菜の生産が盛んです。

今後は、団地性を高めることにより、露地野菜の主産地形成を進めます。

(エ) 辻谷・下蓮田地区

綾瀬川流域の平坦部に広がる農用地等 52.4ha は、JR 宇都宮線を境に 2 つに分断され、双方とも同様にその大部分が連担した田です。本地区は畠が極めて少なく、今後は田の基盤整備を積極的に推進し、田畠輪換※に対応できる農地としての有効利用を図ります。

※田畠輪換：地目交替の一種で、一般に水田状態で水稻の生産を数年間継続してから、その跡地を畠地状態にし、数年間牧草、野菜、飼料作物、工芸作物などの畠作物を栽培して再び水田に還元するということを周期的、計画的に繰返す耕地の利用方式をいう。

ウ 特別な用途区分の構想

環境保全地区

黒浜沼（上沼）周辺の農用地約 8.8ha については、平成 21 年に「さいたま緑のトラスト保全第 11 号地」として指定されていることから、緑のトラスト保全地として特別な用途を指定し、農地の良好な状態での維持・保全を図ります。

2-2 農用地利用計画

別記の「農用地利用計画」のとおりとします。

現況農用地等に係る農用地区域については、「農用地利用計画」の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、「農用地区域に含める土地」欄に掲げる土地を農用地区域とします。

また、農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとします。

図 土地基盤の整備開発及び農用地等の保全の方向

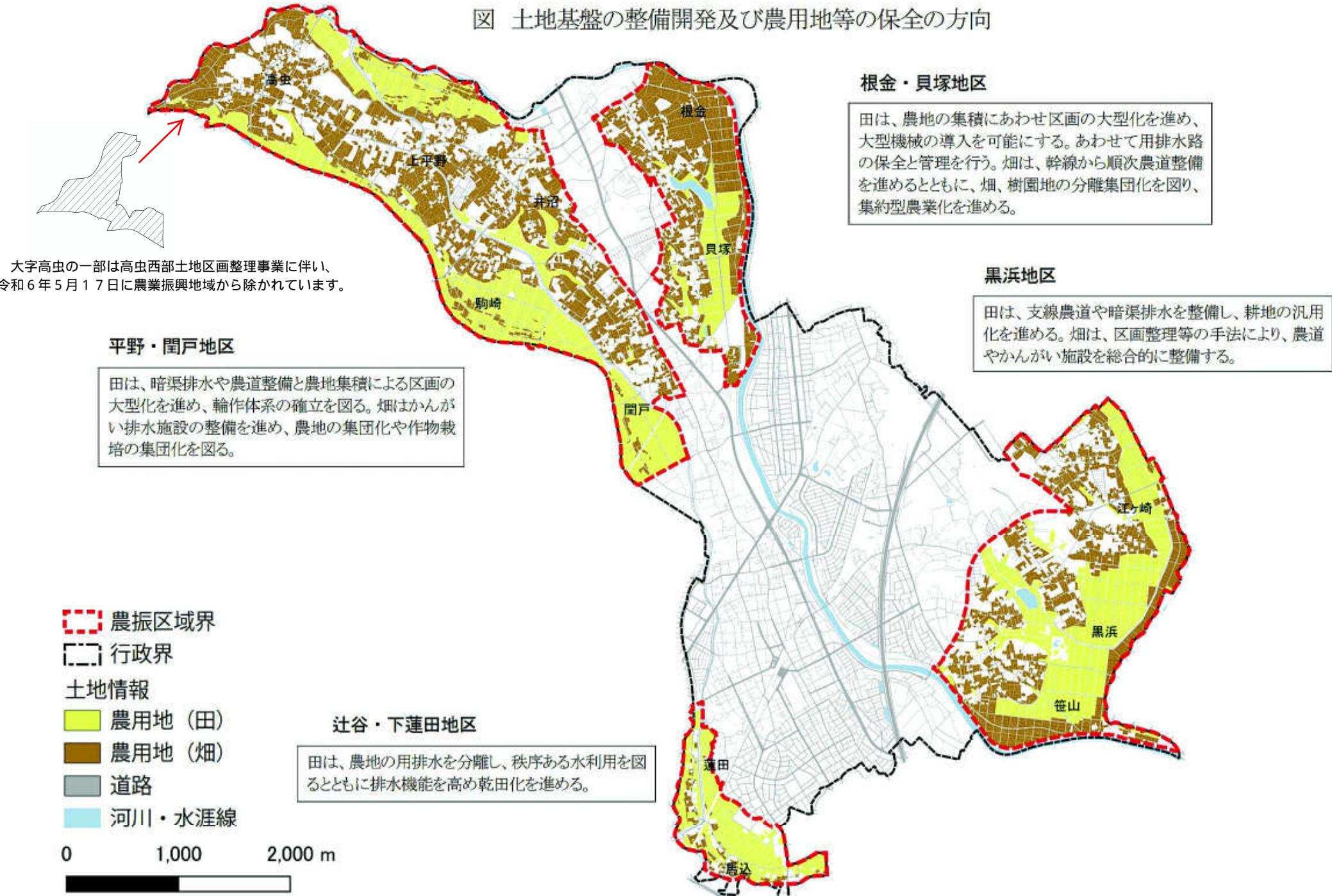
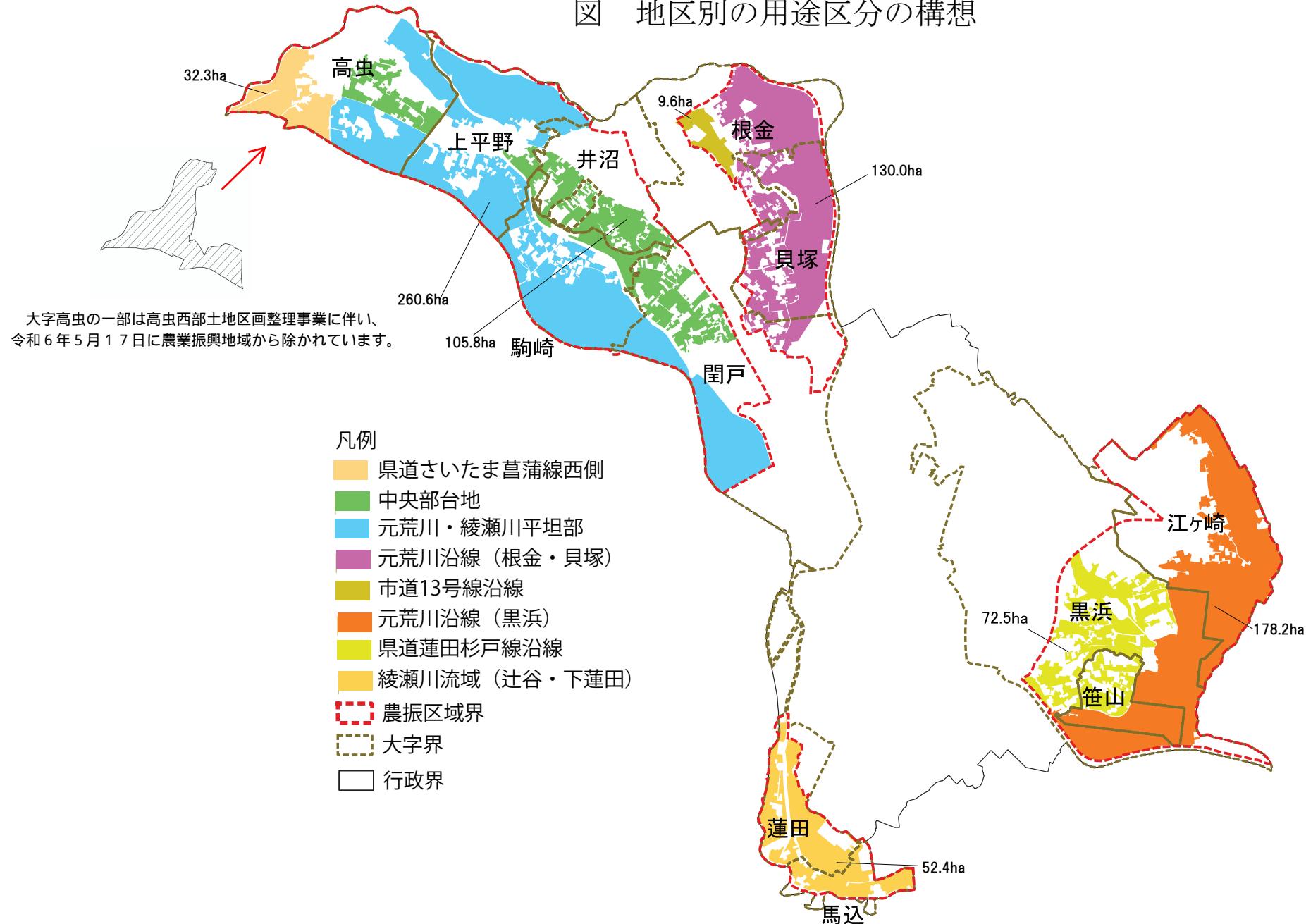


図 地区別の用途区分の構想



第3 農業生産基盤の整備開発及び農用地等の保全計画

3-1 農業生産基盤の整備開発及び農用地等の保全の方向

本地域の農用地区域は ~~842.4842.5~~ha あり、用途別では田 388.1ha、畑 ~~451.8451.9~~ha、農業用施設用地 2.5ha となっています。

農業生産基盤の整備及び農用地等の保全に関して、田については、優良農地の保全管理を基本にしつつ、農村集落機能を有効活用し、1集落1農場を目指した農地の集団化を進めるとともに、^{けいはん}畦畔除去などによるほ場の大型化と農作物の団地化を推進し、大型機械の導入を可能にします。あわせて、用排水を分離し用水の水質保全と水管理の効率化を図ります。さらに、暗渠排水や用水と排水を分離することによるほ場の分離効果により乾田化を誘導し、主穀以外の作物の作付けを可能にします。

畑については、集団栽培方式などを導入して労働生産性の高い農業を目指します。

地区ごとの土地基盤整備及び農用地等の保全計画は下記のとおりとします。

（1）平野・閨戸地区

本地区の田は、元荒川と綾瀬川に沿って連担していますが、そのうち、綾瀬川沿いの駒崎地区については総合的な土地基盤整備が早くから進み、現在ではブロックローテーションによる集団輪作体系が確立されています。今後は、農地の集積とともに区画の大型化を進め、大型機械の導入を推進します。あわせて、用排水路の保全と管理を行います。

閨戸地区は^{けいはん}畦畔除去等で大区画化したほ場の効率的な生産基盤条件を生かし、新作目の導入を推進します。また、利用権の設定を推進することで、農地の流動化を推進します。

畑については、本市の中でも梨栽培が盛んですが、畑の中を通る市道の整備が遅れています。そのため市道は幹線から順次整備を進めるとともに、畑と樹園地の分離集団化を図ります。

(2) 根金・貝塚地区

本地区の田は、ほ場整備がされており、区画も比較的大きく、幹線道路、幹線排水及び用水については整備が完了しています。

畑については、陸田の利用が多くなっています。今後は農地の集積を促進し、より生産性の高い農業の確立を目指します。

(3) 黒浜地区

本地区の田は、全排水路がコンクリート柵渠さつきよにて整備が完了しています。今後は、暗渠排水や市道の整備を順次進めるとともに、農地の集積に併せて区画の大型化を進め、輪作体系の確立を図ります。

畑については、比較的市道の整備が進んでいることから、今後はかんがい排水施設の整備を進め、施設の集団化や作物栽培の集団化を図ります。

(4) 辻谷・下蓮田地区

本地区は、田の割合が高く基盤の整備率は低くなっています。今後は、耕地の用排水を分離し、秩序ある水利用を図るとともに、排水機能を高め乾田化を図ります。また、市道については幹線から順次整備します。

3-2 農業生産基盤整備開発及び農用地等の保全計画

現在未策定

3-3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

3-4 他事業との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

4-1 農業経営規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本地域では、肥沃な耕地を生かした大規模な土地利用型農業と、地域性を生かした集約型農業による都市近郊農業の確立を図ります。

主穀（複合・単一）型経営に関しては、人・農地プランの活用等を通じて担い手への農地の集積を促進し、農作業の効率化や省力化を推進します。また、ほ場や用排水路、市道等の生産基盤について、生産者の意向や要望の把握に努め、補助事業等の活用により効率的かつ計画的に整備を実施します。さらに、生産者に対しては、ほ場の大型化により大型機械の導入を促進するとともに、大型機械の操作や技術・営農に関する支援を行ふことで、生産者の技術等の向上に努めます。

また、梨複合型経営に関しては、梨を中心に優良品種の導入に努めるとともに、栽培技術の研修を行うことで、高品質農産物の生産に繋げます。また、機械や設備等の共同利用を推進することにより、農業経営の合理化を推進します。

施設野菜・露地野菜複合型経営に関しては、収穫選別労力の軽減と集中化、品質の向上を目指した共同選果・共同販売への取り組みを推進することにより集出荷組織の強化を図ります。また、省力化に向けた機械や施設の導入により生産拡大に繋げるとともに、多様な品種・作目の導入に向けた栽培技術の研修を行います。

鉢物型経営に関しては、複合環境制御対応の施設整備にあわせ、パソコン、インターネットを活用した販売管理、経営診断、顧客サービスを行うことにより収益増を図ります。

ア 平野・閨戸地区

平野・閨戸地区では、以前より梨生産を中心とした複合経営が中心となっています。特に梨については、集出荷組合組織が強化されています。

今後は、市場拡大や直売の活用等にも積極的に取り組みながら、梨産地として果樹専業及び果樹複合経営の充実を図ります。その上で、担い手農家へ土地の集積を図り、大規模土地利用型農業へ誘導します。

イ 根金・貝塚地区

根金・貝塚地区では、主に根金地区における梨園・水稻、貝塚地区における水稻の生産が行われています。

今後は、梨園・水稻の複合経営に関しては、梨の優良品種の導入と栽培技術の研修の実施、及び機械や設備等の共同利用を促進します。一方、主穀（水稻）型経営に関しては、担い手への農地の集積を促進し、農作業の効率化・省力化を推進します。

ウ 黒浜地区

黒浜地区では笹山集落を中心に野菜生産が盛んで、現在は中核農家を中心に集出荷組合も組織され市場への対応がなされています。

今後は、安定した生産性を目指すため、露地から施設へと転換を図ることで良質な野菜の生産に努めていきながら集出荷組織の強化を図り、市場への影響を高めます。土地利用型農業においては、中核農家により営農集団を組織し、大規模農業経営化を進めます。

エ 辻谷・下蓮田地区

辻谷・下蓮田地区では、米単一経営が多く、今後は、市街化区域と隣接している立地性を活かし、梨や野菜等は直売等の地場流通方式を積極的に取り入れ、収益の向上を図ります。

営農類型別経営目標

営農類型		目標規模		作物構成		経営体数 (市全体)	主な地域※
1	主穀単一	田	15ha	水稻 小麦 大豆	12ha 5ha 3ha	328 経営体	駒崎、閨戸、 貝塚、江ヶ崎、 黒浜、笛山
2	主穀複合	畑 田	0.5ha 2ha	施設キユウリ他 水稻	0.5ha 2ha		全集落
3	施設野菜・ 露地野菜	ガラス温室 畑	3000 m ² 30a	トマト ショウギク	3000 m ² 30a	31 経営体	黒浜、笛山
4	梨複合	梨 水稻	1ha 5ha	幸水 豊水 新高、その他 水稻	0.6ha 0.3ha 0.1ha 5ha	89 経営体	全集落
5	鉢物	ガラス温室 ビニールハウス	1500 m ² 500 m ²	シクラメン ゼラニウム ハビスкус	1500 m ² 1000 m ² 500 m ²		閨戸、江ヶ崎

※集落位置については、次頁の集落位置図を参照

※作物構成の面積は、作付面積のため、目標規模の面積と合致しません。

資料：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（埼玉県、平成26年9月）」、

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（埼玉県、平成26年6月）」

「2015年農林業センサス」を基に作成

集落位置図



(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地の効率的、総合的な利用を図るための流動化や農作業の受委託等について次表のとおり目標を示します。

農用地等の利用の誘導目標

	農用地等の 流動化	農作業の 受委託	農作業の 共同化	耕地利用率	備考
現在 (平成 27 年)	1002 件 71. 6ha	11 戸 1216a	1 組織 60 戸	36%	
将来 (令和 7 年)	1102 件 78. 8ha	12 戸 1338a	2 組織 120 戸	40%	

資料：「農林業センサス」(2015 年)

4-2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域の中心的な経営体集団の育成対策

認定農業者※をはじめとする地域の中心的な経営体集団を育成し、次の活動を推進します。

- ① 人・農地プランの策定を進め、地域における中心的な経営体を明確化します。
- ② 中心的な経営体とその他の経営体間における土地利用及び労働力等の調整を図り、農地（利用権）を中心的な経営体へ集積していきます。
- ③ 農地の集積に伴い、ブロックローテーション方式の導入を図ります。
- ④ 集団転作等による農用地の有効利用を推進します。
- ⑤ 低利用農用地の有効利用を図ります。

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に応じて効率的・安定的な農業経営の目標等を示した「基本構想」を作成する。この、基本構想の目標を目指して、今後 5 年間の「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定された経

當体（個人または法人）を認定農業者という。

（2）農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の流動化対策

農業委員・農地利用最適化推進委員や中心的な経営体集団が統一の方針のもと、積極的に地域の話し合いをもち、農地の流動化に関し意識啓発することにより、地域内の経営体の理解を得ることで農地の出し手経営体を掘り起こします。掘り起こした経営体の農地については、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）を積極的に活用し、借り手となる中心的経営体へと農地をあっせんしていきます。

（3）多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金により、農地維持・地域資源向上に関する活動を引き続き推進します。

認定の対象となる資源の状況

	活動開始年度	活動期間	田	畠	水路 (用水路、排水路)	農道
閑戸環保全組合	平成 28 年度	H28～R7	33. 55ha	2. 25ha	12, 500m	5, 000m
駒崎環境保全組合	平成 26 年度	H26～R8	10. 13ha	5. 70ha	4, 200m	3, 700m
笛山環境保全組合	平成 30 年度	H30～R9	40. 70ha	1. 44ha	3, 200m	3, 400m
江ヶ崎環境保全組合	令和 2 年度	R2～R6	6. 15ha	2. 76ha	2, 000m	1, 600m

資料：「蓮田市農政課」（令和 6 年度）

4－3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

5-1 農業近代化施設の整備の方向

水稻については、人・農地プランの活用等を通じて担い手への農地の集積を促進し、農作業の効率化・省力化を推進します。また、ほ場や用排水路、市道等の生産基盤について、生産者の意向や要望の把握に努め、事業等の活用により効率的かつ計画的に整備を実施します。あわせて、ほ場の大型化を通じて大型機械の導入を推進するとともに、大型機械の操作や技術・営農に関する支援を行い、生産の技術等の向上を図ります。

また、果樹については、優良品種の導入を促すとともに、栽培技術の研修を行うことで、高品質農産物の生産に繋げます。また、機械や設備等の共同利用を推進することにより、農業経営の合理化を図ります。

野菜については、収穫選別労力の軽減や集中化、品質の向上を目指した共同選果や共同販売への取り組みを推進し、集出荷組織の強化を図ります。また、省力化に向けた機械や設備の導入により生産拡大に繋げるとともに、多様な品種・作目の導入に向けた栽培技術の支援を実施します。

(1) 平野・閨戸地区

本地区は、米と梨の複合経営が中心となっており、特に梨については、本市の特産物として市場にそのブランドを確立しつつあります。今後、ますます多様化する消費需要に対応し計画的な集出荷を可能にするため、パソコンネットワーク等の高度な情報処理能力を有する選果及び出荷システムの確立を支援します。

米（水稻経営）については、生産性向上に向けた意欲ある中核的農家に対する土地集積を促進します。

(2) 根金・貝塚地区

北側の根金地区については、平野地区と同様に米と梨の複合経営が中心となっており、梨については、地域の梨選果施設を活用しつつ、個別経営においては、パソコンネット

ワーク等を活用した選果及び出荷システムを確立し所得向上を図ります。

貝塚地区では、米单一経営が多く、生産性向上に向けて意欲ある中核的農家に土地集積を促進します。

(3) 黒浜地区

本地区は、米と施設野菜の複合経営を促進します。米（水稻経営）については、生産性向上に向けた意欲ある中核的農家に対する土地集積を促進します。施設野菜については、都市近郊という立地条件を生かした新鮮で安全な野菜を計画的に出荷できる供給地としての産地化を確立するため、省エネビニールハウス、大型保冷施設の導入を促進します。また、多様化する食生活に対応していくために農産物加工施設等の整備を図ります。

(4) 辻谷・下蓮田地区

本地区は米单一経営が多いため、生産性向上に向けた意欲ある中核的農家に対する土地集積を促進します。

5－2 農業近代化施設整備計画

現在未策定

5－3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

6-1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業の担い手の育成・確保に関して、近年の新規就農の動向と今後の見通しは、直近の10年間で、毎年平均1人以上の新規就農者がおり、新規青年就農者に限定してみても、全体の半数以上が若者となっています。

一方、担い手育成・確保のための施設整備をみると、整備実績が乏しく、担い手の新規確保に向けた環境面からの支援が少ないので現状です。

今後は、定年退職した高齢者と収入が不安定な非正規労働者の増加が予見されることを受けて、その中から新規就農者も増加することが期待されることから、新たな担い手の確保、また、育成を支援するため、状況に見合った育成支援環境の整備を進めていきます。

あわせて、新規就農者の農業経営を支援するため、研修時における農地の確保や研修終了後における農地の確保、農業用機械整備の資金に関する援助及び就農初期の生活を支えるための経済的な資金援助等を進めます。

新規就農者の動向及び見通し

単位：人

		新規就農者				新規青年 就農者	
		新規学卒 就農者	離職就農者				
			39歳以下	40歳以上			
H18～22年	4	1	3	1	2	2	
H23～H27年	10	3	7	3	4	6	
H28～R2年	13	1	12	8	4	2	
R3～R7年見通し	8	2	6	3	3	5	

資料：「蓮田市農業委員会」

6－2 農業就業者育成・確保施設整備計画

現在未策定

6－3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業の担い手を支援するための活動に関して、援農サポーター制度のように農業生産活動に直接関わるような支援活動とともに、6次産業化のように、生産物の購入・活用を通じて間接的に担い手を支援する活動を推進します。

そのうち、援農サポーター制度は、農業生産に市民を巻き込みながら、サポーター自身が農業を楽しみながら担い手を支援する手法として期待される活動です。

一方、6次産業化による支援は、担い手が支援を期待する生産物の販路の拡大や、高付加価値化による担い手の農業所得のアップに寄与する活動として期待されます。

① 果樹産地リノベーション支援事業

果樹産地における果樹畠の荒廃等を未然に防止し、新たな担い手への既存果樹畠継承の仕組みづくりを行うため、果樹栽培に新規参入したい希望者を受け入れる研修の実施や、果樹農家における援農サポーター等としての経験蓄積を通じて、引退意向のある果樹農家の経営継承を推進します。

6－4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

7-1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農家の意向調査（平成30年実施）の結果から、農業従事者の安定的な就業の促進に対して、農家（農業者）が現在、農業経営上、困っている事柄を尋ねた回答では、最も多かった回答は、「高齢化で十分に働けない」というもので、4割強の人が困っていると答えています。次いで、「後継者がいない」（同4割弱）、「機械・設備が高額で投資できない」（同3割弱）が続いています。

農業経営上の困っている事柄（農家の意向調査結果、複数回答あり）

項目	データ数	構成比
1. 労働力が不足している	29	13.1%
2. 後継者がいない	86	38.9%
3. 高齢化で十分に働けない	92	41.6%
4. 機械・設備が高額で投資できない	64	29%
5. 経営規模の拡大が進まない	2	0.9%
6. ほ場が未整備で作業効率が悪い	12	5.4%
7. 市道の未整備箇所が多い	18	8.1%
8. かんがい施設の未整備が多い	8	3.6%
9. 作物価格が不安定、労働の割に少収益	45	20.4%
10. 営農についての相談が出来ない	4	1.8%
11. 有害鳥獣に農地や農作物を荒らされる	18	8.1%
12. 周辺農地が不耕作地で、耕作や管理が難しい	25	11.3%
13. 周辺の都市化、宅地化による営農環境の悪化	18	8.1%
14. 都市化・宅地化で農薬散布が困難、苦情有り	9	4.1%
15. 農地にゴミを捨てられる	35	15.8%
16. 特がない	27	12.2%
17. その他	3	1.3%
無／誤回答	34	18.1%
母数	221	

資料：「農家意向調査」（平成30年）

また、農業労働力の構成の動向をみると、10年前（平成17年）に比べ、専業農家は2割強増加したのに対して、第1種兼業農家と第2種兼業農家は減少しています。このことは、農家の全体数が減少する中でも専業農家の数は増えており、それらの農家世帯の農業に対する経済的な依存度は高くなっていることを示しています。

今後は、専業農家がほとんどを占める中核的農家と安定兼業農家が互いに協調と連携を高めるよう調整を行うことにより、互いの労働力と所有農地を補完し合うことで、生産性の高い農業を確立していきます。

農業労働力の構成の動向

単位：人

専業農家	兼業農家							
	第1種兼業農家		第2種兼業農家					
	世帯主農業主	世帯主農業主	世帯主兼業主			恒常的勤務	出稼ぎ・日雇・臨時雇	自営兼業
H17年	131	110	66	386	139	122	6	31
H22年	157		44					310
H27年	163		24					229

資料：「農林業センサス」（2005年・2015年）、「世界農林業センサス」（2010年）

7-2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農家の意向調査結果から、農業従事者の安定的な就業の促進に向けて、蓮田市の農業を守り育てるために期待する対策として、最も回答が多かったのが、農業法人や企業の農業参入です。次いで、農作業の受委託組織の育成、農産物の価格安定と収益の確保、農地の流動化と利用集積の推進が続いている。これらのこととは、安定的な就業促進には、これまでの家族経営による農業経営と合わせて、農業法人や企業などの組織経営体による農業経営が望まれています。あわせて、労働力不足を補完する農作業受委託の組織の育成対策や、農地の流動化と利用集積の一層の推進が求められていることを示しています。

今後は、地域ごとに、人・農地プランを策定し、農地中間管理機構等を通じて、兼業農家や集約型農業志向の農家から土地利用型農業志向の農家への農地の集積を図り、大

規模土地利用型農業に導いていきます。また、集約型農業志向の農家においては、生産技術の向上や販路の拡大に関する営農指導を行うことで、農業経営の活性化と農産物価格の安定と収益の確保を促します。その上で、機械化や離農等により余剰になった農業労働力に関しては、より労働性を要求される果樹等の労働集約型農業の補完的労働力へと誘導していきます。

7-3 農業従事者就業促進施設

特になし

7-4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

8-1 生活環境施設の整備の目標

農家の意向調査結果（平成30年実施）から、今後行政に期待する生活環境整備に対する取り組みに関して、道路や歩道の整備が最も高く、次いで、街路灯の整備等の防犯対策、地域の高齢者や障害者の支援等福祉の充実、排水路などの整備が続いています。

生活環境の安全性に関しては、防犯面における街路灯等の整備、災害面における地域での自主防災活動の充実、災害時に備えた食糧や生活用品等を備蓄する施設の充実を図ります。また、交通面における警察や交通安全関係団体との連携による啓発活動や、交通安全教育を通じた市民の交通安全意識の醸成、火災や事故災害面における消防団等関係機関と連携等、火災予防や消防体制の充実を図ります。

一方、生活環境の利便性に関しては、地域生活を支える身近な道路の整備、適正な維持管理の推進を図ります。また、誰もが安全・快適に利用できる公共交通の実現、情報共有や発信に対する、市民や民間事業者等へ総合的な対応、本市の魅力をアピールしたシティセールスによる、交流人口及び転入人口の増加を目指します。

さらに、生活環境の快適性に関しては、生物多様性の保全への留意とともに、公園・緑地の計画的な整備や効率的な改修と適切な維持管理のほか、子育て支援施設の整備を進めいくことにより生活環境の改善を図るものとします。

生活環境の整備に期待する取り組み（農家の意向調査結果、複数回答あり）

項目	回答数	構成比
1. 道路や歩道の整備	93	42.1%
2. 排水路などの整備	48	21.7%
3. 街路灯（外灯）の整備等、防犯対策	58	26.2%
4. 公園・緑地の確保	26	11.8%
5. スポーツ・レクリエーション施設や活動の充実	14	6.3%
6. 観光資源の開発	13	5.9%
7. 地域の文化・伝統の継承	10	4.5%
8. 病院や診療所の確保	43	19.5%
9. 地域の高齢者や障害者の支援等福祉の充実	49	22.2%
10. ボランティア活動を通じた、地域コミュニティ活性化	19	8.6%
11. 防災対策	22	10.0%
12. ごみや産業廃棄物、不法投棄の問題の解消	37	16.7%
13. 情報化の推進	8	3.6%
14. 特にない	9	4.1%
15. その他	15	6.8%
無／誤回答	24	10.9%
母数	221	

資料：「農家意向調査」（平成30年度）

8-2 生活環境施設整備計画

現在未策定

8-3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

8-4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

第9 付図

別添

農用地利用計画図（付図1号）

農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） ※該当なし

農用地等保全整備計画図（付図3号） ※該当なし

農業近代化施設整備計画図（付図4号） ※該当なし

農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号） ※該当なし

生活環境整備計画図（付図6号） ※該当なし

付図1 農用地利用計画図

